

令和7年10月2日

大麻密売事件について

中国四国厚生局麻薬取締部は、福岡県在住の男性(22歳)を麻薬及び向精神薬取締法違反(大麻の営利目的譲渡事実)で逮捕し、報道発表しました。

●事犯概要及び逮捕事実

令和7年9月30日、大麻約300グラムの営利目的譲渡事実で、福岡県筑紫野市在住の被疑者を逮捕し、同年10月1日、広島地方検察庁宛に身柄送致を行った。

被疑者は、令和7年8月2日、福岡県筑紫野市内から、広島県廿日市市在住の23歳の男性に対して、大麻約300グラムを代金265,000円で、同男性方を配達先とするレターパックライトにより発送し、翌3日、同男性方に配達させて、麻薬である大麻を譲り渡した。

●押収物

大麻95.187グラム

(広島県廿日市市在住の23歳男性から前記大麻約300グラムの一部を押収した。)

●罪名及び罰条

麻薬及び向精神薬取締法違反 同法第66条第2項、1項

法定刑：1年以上10年以下の拘禁刑、又は情状により300万円以下の罰金を併科

・麻薬及び向精神薬取締法

第66条 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者(第69条第4号若しくは第5号又は第70条第5号に規定する違反行為をした者を除く。)は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処し、又は情状により1年以上10年以下の拘禁刑及び300万円以下の罰金に処する。



押収した乾燥大麻